放課後等デイサービス　ハーモニー
安　全　計　画

（１）施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	施設内備品、遊具の安全点検 送迎車タイヤ交換点検		送迎車置き去り防止装置点検			消防設備点検
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	施設内備品、遊具の安全点検	避難場所（練馬区立石神井台小学校）までの避難経路の安全点検	暖房器具点検 送迎車タイヤ交換点検	防災用品点検		

（２）マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
放課後等デイサービスハーモニー運営規程	令和８年　９月　１日	随時	ハーモニー相談室内
障がい者虐待防止マニュアル	令和８年　９月　１日	随時	ハーモニー事務所内
感染症対策マニュアル	令和８年　９月　１日	随時	ハーモニー事務所内
防犯マニュアル	令和８年　９月　１日	随時	ハーモニー事務所内
緊急時対応マニュアル	令和８年　９月　１日	随時	ハーモニー事務所内
新型コロナウィルス等感染症等発生時における業務継続計画（ＢＣＰ感染症等）	令和８年　９月　１日	随時	ハーモニー事務所内
自然災害発生時における業務継続計画（ＢＣＰ自然災害）	令和８年　９月　１日	随時	ハーモニー事務所内

（1）児童への安全指導（事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

通年
・火災・地震各１回/年の避難訓練で災害に対する理解を深め、速やかに避難行動できるようにする。 ・日常の通所経路や外出行動を通じて交通ルールができるように配慮する。 ・衛生面での意識を高めてもらうために児童に「食事、おやつ係」を担当してもらい、指導員のサポートをする。

（2）保護者への説明・共有

通年
安全計画及び安全に関する取り組みの内容について、都度HPへの掲示やお便り等で周知する。

（1）訓練のテーマ・取組

４月～９月						
避難訓練等 ※１	**避難訓練（地震）**					
その他 ※２						
１０月～３月						
避難訓練等	**避難訓練（火災）**					
その他 ※１						

※1　「その他」・・・「避難訓練等」以外の 119 番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

（2）行政等が実施する訓練・講習スケジュール　※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

ヒヤリハットが発生したときは、ヒヤリハット報告書を作成し、その要因を分析し、必要な対策を講じ、ミーティングなどで、再発防止に向けて事業所内で共有する。 事故が発生したときは、原因を分析し再発防止策を講じ、安全点検実施箇所やマニュアルへ反映し、ミーティングなどで、再発防止に向けて事業所内で共有する。

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

送迎バスの安全装置（車内確認アラーム） 事業所内の送迎車3台の内、設置が義務づけられる2台に設置

放課後等デイサービス ハーモニー
緊急時対応マニュアル

本マニュアルは、当事業所を利用する児童に急病、ケガ、事故、無断外出などの緊急事態が発生した場合に、職員が慌てず迅速かつ適切に行動し、児童の生命と身体の安全を最優先に守るための手順を定めるものです。

1. 緊急時の基本対応フロー（全般）

事態が発生した際は、発見した職員が一人で抱え込まず、必ず他の職員と連携して対応します。

1. 安全確保と状況把握： 児童の意識、呼吸、出血の有無を確認する。周囲の危険物を遠ざけ、二次被害を防ぐ。

2. 救護と通報（119 番）： 緊急性が高い（意識がない、呼吸がおかしい、大量出血等）と判断した場合は、躊躇なく 119 番通報し、救急隊の指示を仰ぐ。

3. 管理者への報告と応援要請： 大きな声で他の職員を呼び、管理者に状況を報告する。他の児童は別室へ誘導し、不安を与えないよう配慮する。

4. 保護者への連絡： 応急処置や 119 番通報が済んだ後、速やかに保護者へ状況を連絡し、搬送先の病院等を伝える。

2. 症状別・ケース別の具体的な対応

【頭部打撲・転落】

・むやみに動かさず、意識障害、嘔吐、けいれんの有無を確認する。
・意識がない、または嘔吐がある場合は直ちに 119 番通報する。
・外傷がない場合でも、数時間は安静にさせ、保護者に状況を伝えて帰宅後の経過観察をお願いする。

【てんかん・けいれん発作】

・周囲の危険なものを片付け、衣服（首回り）を緩めて顔を横に向ける（嘔吐物による窒息防止）。
・発作の「開始時間」と「症状（全身か部分か）」を必ず記録する。口の中にタオル等を入れてはならない。
・発作が【5 分以上】続く場合、または初めての発作、短い間隔で繰り返す場合は直ちに 119 番通報する。

【誤嚥（ごえん）・窒息】

・咳を促し、顔色が悪い（チアノーゼ）場合は直ちに背部叩打法やハイムリック法（腹部突き上げ

法）で異物の除去を試みる。
・反応がない、または呼吸が止まっている場合は直ちに 119 番通報し、心肺蘇生（AED 含む）を開始する。

【アレルギー・アナフィラキシー】
・急なじんましん、呼吸困難、嘔吐等のアナフィラキシー症状が現れた場合は、直ちに 119 番通報する。
・医師からエピペン（自己注射薬）を処方されている児童の場合、保護者の事前同意と指示に基づき、速やかに使用を補助（または代行）する。

3. 行方不明（無断外出）発生時の対応

・第一発見者は直ちに他の職員へ知らせ、手分けして施設内・敷地内、および周辺の危険箇所（道路、川、踏切等）を捜索する。

・【10〜15 分】捜索しても発見できない場合、または危険箇所に向かった可能性が高い場合は、直ちに警察（110 番）へ通報（捜索願）し、あわせて保護者へ連絡する。

・児童の直近の服装、特徴、顔写真（同意を得ているもの）を速やかに警察へ提供できるよう準備しておく。

4. 送迎中の交通事故時の対応

・二次事故を防止するため、車両を安全な場所に寄せ、ハザードランプを点灯する。

・児童および自身の負傷状況を確認し、ケガがある場合は 119 番通報する。

・ケガの有無に関わらず、必ず警察（110 番）へ通報し、事故処理を行う（示談は絶対に行わない）。

・事業所の管理者へ連絡し、応援車両の手配や保護者への連絡を依頼する。

5. 事後対応と記録（再発防止）

・事態収束後、対応にあたった職員は速やかに「事故・ヒヤリハット報告書」を作成し、管理者に提出する。

・重大な事故の場合は、指定された期日までに管轄の区市町村（障害福祉担当窓口）へ事故報告書を提出する。

・職員会議で事例を共有し、環境調整や支援手順の見直し等の再発防止策を策定し、個別支援計画へ反映させる。

附則

本マニュアルは、令和８年９月１日より施行する。